

令和7年度 監査年間計画

令和7年3月27日
監査委員決定

1 目的

この計画は、多摩市監査基準に関する規程（以下「監査基準」という。）第8条第3項第2号に基づき、年間の監査等の種類、予定時期及び計画について必要な事項を定めることを目的とする。

2 監査の基本方針

本市における監査等は、監査基準及び以下の方針に基づき実施するものとする。

- (1) 事務事業や予算執行が法令等に則り適正に執行されているかという合規性の観点をはじめ、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から検証を行い、指摘又は意見し、改善を求めることとする。
- (2) 各部課の改善措置について、これまでの監査指摘や意見等が的確に反映されているか、再発防止の徹底が図られているかを適切に把握し、改善措置の実効性を確保するものとする。特に、内部統制の観点から、指摘・改善措置等庁内で共有すべき事項についての周知及び具体的な取り組みについて、確認を行うものとする。
- (3) 監査の意義、監査の結果や改善状況について、全庁に広く周知して職員で情報を共有するとともに、市の公式ホームページ等の広報媒体を活用し、市民の視点に立って分かりやすい情報発信を行い、市政に対する市民の信頼確保に努めるものとする。
- (4) 効率的かつ効果的な監査が実施できるよう、組織目的の達成を阻害する要因の内容や程度を総合的に勘案し、影響の大きな事項や、以前からの監査指摘と同様の誤りが繰り返し発生している事項については、改善措置が有効に機能しているか、内部統制や相互牽制が機能しているかの観点から監査を行うこととする。また、監査を通じ、担当職員に気づきをもたらすよう、啓発的な取り組みや働きかけも行うものとする。

3 実施する監査等の種類

令和7年度に実施する監査等は、次のとおりとする。

(1) 財務監査【地方自治法第199条第1項】

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等に則って適正に処理されているかという合規性の観点をはじめ、正確性、経済性、効率性、有効性の観点に十分留意して実施する。

ア 定期監査【地方自治法第199条第4項】

年2回、期日を定めて実施する。

イ 随時監査【地方自治法第199条第5項】

監査委員が必要と認めたときに実施する。

(2) 行政監査【地方自治法第199条第2項】

市の事務の執行について、法令等に則って適正に処理されているかという合規性の観点をはじめ、正確性、経済性、効率性、有効性の観点に十分留意して、定期監査に併せて実施する。

(3) 財政援助団体等監査【地方自治法第199条第7項】

市が財政面等で援助している団体、出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体等を対象に、監査を実施するとともに、所管部課が当該団体を適切に指導監督しているか監査を実施する。対象とする団体は、財政支出の政策的効果を検証する観点から、定期監査の対象の部課が所管する団体から選定する。

(4) 決算審査【地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項】

ア 一般会計及び特別会計の決算審査

市長から審査に付された決算書について、計数の正確性の検証及び分析を行うとともに、財務会計システムによる予算執行が法令等に沿って行われているかの事務処理状況と、財産管理の状況及び基金運用について適正に行われているか等を審査する。また、各事業が地方自治法の趣旨に沿って行われているかについても確認し、監査委員の意見を付す。

イ 下水道事業会計の決算審査

市長から審査に付された決算書について、計数の正確性の検証を行うとともに、下水道事業の経営成績及び財政状態について審査し、監査委員の意見を付す。

(5) 例月出納検査【地方自治法第235条の2第1項】

市の会計管理者等が管理する現金の出納について、毎月の計数を関係諸帳簿と照合確認し、現金の保管状況を検査するとともに、基金の出納状況及び保管状況を検査する。検査にあたっては、財政収支の状況を計数面から把握するとともに、決算審査へつながるような方向性を関係所管と共有し、重要事業の進捗等の確認を行う等の工夫を適宜組み入れながら、各監査等の一部として活用、関連性を持たせて実施する。

(6) 基金運用審査【地方自治法第241条第5項】

市長から審査に付された基金の運用状況を示す書類について、計数の正確性の検証を行うとともに、基金の運用がその設置目的に沿って着実かつ効率的であることについて、一般会計及び特別会計の決算審査と併せて審査し、必要があれば監査委員の意見を付す。

(7) 健全化判断比率等審査【地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項】

市長から審に付された財政健全化法に基づく健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率が適正に算定されているか審査し、監査委員の意見を付す。

4 実施計画

監査等の実施にあたっては、監査基準第8条第3項第3号に基づき、必要な事項を定めるものとする。

5 各監査、審査、検査の対象及び実施時期

区 分	対 象	実 施 時 期
定 期 監 査 (財務監査) (行政監査)	第1回：総務部 固定資産評価審査委員会	令和7年8月上旬 ～11月中旬
	第2回：市民経済部 農業委員会	令和7年10月上旬 ～令和8年2月中旬
財政援助団体等監査	・市が財政面等で援助している団体 ・市が資本金など4分の1以上を出資している団体	
	多摩市職員互助会	令和7年8月上旬 ～11月中旬
	多摩市勤労者市民共済会 多摩商工会議所	令和7年10月上旬 ～令和8年2月中旬
決 算 審 査 基金運用状況審査	一般会計、特別会計及び下水道事業 会計、財産管理、基金の状況	令和7年6月中旬～ 8月中旬
健全化判断比率等審査	地方財政状況調査に基づく財政健全化に関わる財政指標、下水道事業会計資金不足比率についての審査	令和7年7月中旬 ～8月中旬
例 月 出 納 検 査	全会計、基金及び仮払金 下水道事業会計	毎 月 末